

令和6年度 第3回競技本部理事会

令和5年(2023年)9月13日 改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>336 フリースタイル公認技術代表規程細則</p> <p>第1条 フリースタイル(以下「FS」という。)公認技術代表規程第11条に基づき、この細則を定める。</p> <p>第2条 FS公認技術代表の講習会は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) FS技術代表として任務を遂行するために必要な知識を修得させるため講習会を開催する。</p> <p>(2) 講習時間は、最低限6時間とする。</p> <p>(3) 講師は、原則として、FS公認技術代表とする。</p> <p>(4) 講習会参加資格は、SAJ登録会員で、将来技術代表の公認を得ようとする者とする。</p> <p>(5) 講習会受講料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める。</p> <p>(6) 講習会の種類は、本連盟の主催するものと本連盟が認めて加盟団体が主催するものの二種類とする。</p> <p>第3条 FS公認技術代表の研修会は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 研修会の参加資格は、FS公認技術代表の有資格者又は本連盟が認めた者とする。</p> <p>(2) 講習時間、講師、受講料については、講習会に準じるものとする。</p> <p>(3) 研修会の主任講師は、結果内容を本連盟に報告しなければならない。</p> <p>(4) 研修会の種類は、本連盟の主催するものと本連盟が認めて加盟団体が主催するものの二種類とする。</p> <p>第4条 公認技術代表検定は理論検定および実技検定を行う。原則として理論検定は講習会で行い、実技検定は本連盟が指定する公認競技会で行う。</p> <p>2 実技検定は、競技会運営のために公式に任命された公認技術代表の監督のもと行われ、受検者は、公認技術代表候補生として、技術代表が通常執り行うすべての業務を実技課題として遂行し、技術的技量の評価をもって検定とする。なお、1競技会あたりの実技検定受検者は原則2名までとする。</p> <p>3 公認技術代表検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理論検定は、100点満点とし、70%以上をもって合格とする。合格者は技術代表候補者として実技検定を受検することができる。</p> <p>(2) 実技検定は、理論検定の合格者で、実技検定の評価で80%以上をもって合格とする。実技検定受検の期限は理論検定合格よ</p>	<p>336 フリースタイル公認技術代表規程細則</p> <p>第1条 フリースタイル(以下「FS」という。)公認技術代表規程第11条に基づき、この細則を定める。</p> <p>第2条 FS公認技術代表の研修会は、次の各項に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 研修会の参加資格は、FS公認技術代表の有資格者、<u>SAJ登録会員で将来技術代表の公認を得ようとする者および本連盟が認めた者</u>とする。</p> <p>(2) <u>研修時間は、最低限6時間とする。</u></p> <p>(3) <u>講師は、原則として、FS公認技術代表とする。</u></p> <p><u>(4) 研修会受講料は、各種公認・登録料金一覧表に定める。</u></p> <p><u>(5) 研修会の種類は、本連盟の主催するものと本連盟が認めて加盟団体が主催するものの二種類とする。</u></p> <p><u>(6) 研修会受講者は主催者が指定する手続きに従い、参加申込みを行わなければならない。</u></p> <p>第3条 <u>FS公認技術代表検定会は、次の各項に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) FS公認技術代表検定は理論検定および実技検定を行う。</u></p> <p><u>(2) 検定会は、競技会運営のために公式に任命された公認技術代表、または本連盟が定めたFS公認技術代表の監督のもと、原則、本連盟が指定する公認競技会で行われる。</u></p> <p><u>(3) FS公認技術代表検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>①理論検定は、満点に対して70%以上をもって合格とする。</u></p> <p><u>②実技検定は、受検者がFS公認技術代表候補生として、技術代表が通常執り行う業務の一部を遂行する実技課題と、検定員が行</u></p>	<p>講習会を研修会に統一する為削除</p> <p>条番号修正、号を項に修正</p> <p>現状に即し文言修正</p> <p>研修時間を定める為</p> <p>講師を定める為</p> <p>受講料の規定</p> <p>項番号修正</p> <p>申込方法を現状に即し規定</p> <p>研修会に合わせ条・項・号を整理する為文言修正。</p> <p>(1)項として整理、FS追記</p> <p>(2)項として現状に即した内容に改正</p> <p>(3)項として整理、FS追記</p> <p>①号として整理、文言修正</p> <p>②号として整理、文言修正。評価方法の追記。</p>

<p>り2年以内とする。</p> <p>(3) 検定会受講料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める。</p> <p>(4) 実技検定会時の経費は、受検者が負担することとする。</p> <p>第5条 講習会、研修会受講者及び検定受検者は、所定の様式により、所属の加盟団体を経て、所定の期日までに、各種公認・登録等料金一覧表に定める参加料又は検定料を添えて本連盟会長に提出しなければならない。</p> <p>第6条 この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。</p> <p>平成 27 年 12 月 15 日 改正 令和元年 10 月 13 日 改正</p>	<p><u>う口頭試問により技術的技量を評価し、評価点が満点に対して80%以上をもって合格とする。</u></p> <p><u>(4) 理論検定、実技検定両方の合格をもって、公認技術代表検定の合格とする。</u></p> <p>(5) 検定会受<u>検</u>料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める。</p> <p><u>(6) 検定会受検者は本連盟が指定する手続きに従い、所属加盟団体の承認を得て受検申込みを行わなければならない。</u></p> <p>(7) 検定会時の経費は、受検者が負担することとする。</p> <p><u>第4条 国際競技規則（ICR）の取得手順に基づきFISFS公認技術代表資格を取得した者は、SAJFS公認技術代表として公認する。</u></p> <p>第<u>5</u>条 この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。</p> <p>平成 27 年 12 月 15 日 改正 令和元年 10 月 13 日 改正 令和 5 年 9 月 13 日 改正</p>	<p>(4)項として合格条件の追記</p> <p>(5)項として修正</p> <p>(6)項として現状に即し追記</p> <p>(7)項として整理</p> <p>FIS 資格取得時の追記</p> <p>第2条(6)と第3条(6)に記載するため削除</p> <p>条番号修正</p> <p>改正日追記</p>
---	--	---